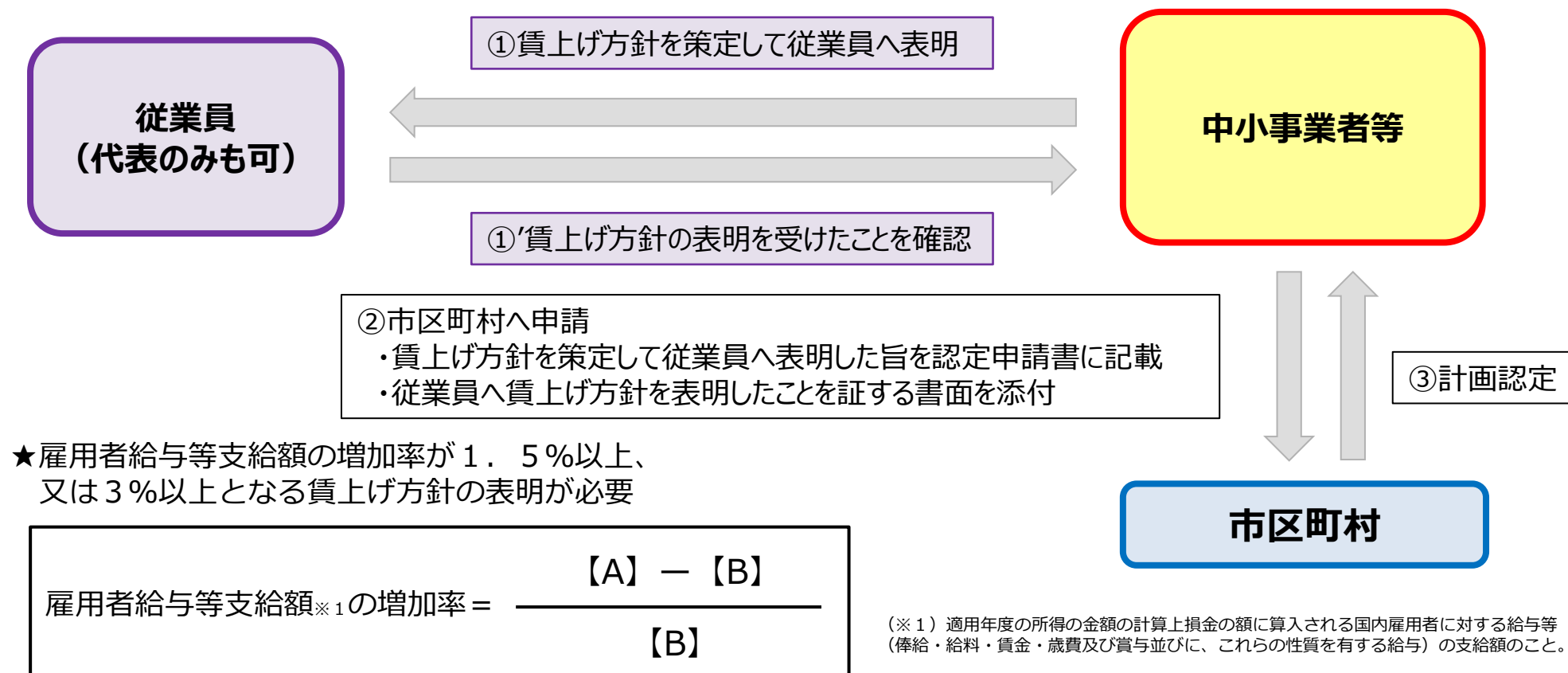


# 固定資産税の特例について（スキーム図②） ～賃上げ方針の表明について～

→ 固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置づける必要があります



★賃上げ方針で用いる計算式（賃上げ方針を変更する場合、以下の「申請日」を「変更計画の申請日」に置き換えて下さい。）

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度※2 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度 における雇用者給与等支給額

（※2）令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度 における雇用者給与等支給額